一　(一)　指定認定機関の名称
一般社団法人大日本水産会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人大日本水産会」から「一般社団法人大日本水産会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の一般社団法人大日本水産会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）
二　(一)　指定認定機関の名称
公益財団法人日本乳業技術協会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「財団法人日本乳業技術協会」から「公益財団法人日本乳業技術協会」に、代表者の役職名を「理事長」から「代表理事」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の公益財団法人日本乳業技術協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）
三　(一)　指定認定機関の名称
一般社団法人日本冷凍食品協会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人日本冷凍食品協会」から「一般社団法人日本冷凍食品協会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の一般社団法人日本冷凍食品協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）
四　(一)　指定認定機関の名称
一般社団法人日本惣菜協会
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人日本惣菜協会」から「一般社団法人日本惣菜協会」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の一般社団法人日本惣菜協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）
五　(一)　指定認定機関の名称
一般財団法人日本食品分析センター
(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「財団法人日本食品分析センター」から「一般財団法人日本食品分析センター」に変更する。
(三)　変更後の認定業務規程
変更後の一般財団法人日本食品分析センターの認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県福井市皿谷町二四字高畑一三から一六まで、二〇、二一、二二の一、二二の二、二五の一、二五の二、二七、二八、三二、六二字ソウケガクボ一の甲一、一の甲二、一の乙一、一の乙二、二の一、二の二、三の一、三の二、四、五の一、五の二、六、七の一、七の二、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一二、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二、一四、一五の一、一六の一、一六の二、一七から一九まで、二一の一、二一の二、二二の一、二二の二、二四、六三字中尾一、二、四、七、八、九の一、九の二、一二、一三、一四の一から一四の三まで、一五の一、一五の二、一七の一・一七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七の三、一七の四（次の図に示す部分に限る。）、一八の一、一八の二、一九の一、二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二三の一、二三の二、二四、六四字勝ヤ谷一、三の一、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、七、八の一、八の二、九、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二、一三の一、一三の二、一四の一、一四の二、一五・一六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六の二、一七の二、六五字遅化三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六六字中ノ谷一の一、一の二、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、七の一、七の二、八の一（次の図に示す部分に限る。）、八の二、八の四、八の五、九、一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇の二、一二・一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六七字向山一の一、一の二、六の二、七から一〇まで、二〇、二一の一、二一の二、二二の一、二四の一、二四の二、二八の一、二八の二、二九の一、二九の二、三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、三二から三四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

六六字中ノ谷一の一、八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）